

平成30年度 介護保険料について

◎ 平成30年度の介護保険料額について

第7期介護保険計画（平成30年度～平成32年度）により、介護保険料額が変更となり、保険料の基準額は年額69,600円（月額5,800円）となります。保険料額は、住民税の課税状況や個人の所得に伴い、段階に分かれて決まります。各段階の内容と保険料額は下記のとおりです。

平成30年度の所得段階別保険料額

段階	段階の内容		年間保険料額	
第1段階	本人が住民税非課税	住民税非課税世帯 (世帯全員が住民税非課税)	生活保護の受給者・老齢福祉年金の受給者・年金収入等が80万円以下の方	31,320円
第2段階		年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	52,200円	
第3段階		年金収入等が120万円を超える方	52,200円	
第4段階		住民税課税世帯	年金収入等が80万円以下の方	62,640円
第5段階 (基準額)		(世帯の誰かが住民税課税)	年金収入等が80万円を超える方	69,600円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	83,520円	
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	90,480円	
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	104,400円	
第9段階		合計所得金額が300万円以上の方	118,320円	

◎ 普通徴収の方へ 口座振替のご案内

忙しい方、なかなか外出ができない方は、口座振替がご利用できます。指定された口座から、納期の末日に自動的に振替納付されます。

希望される方は、納付書・通帳および届出印をお持ちになり、口座振替依頼書(金融機関の窓口にもあります)により手続きを行ってください。

口座振替にかかる費用負担はありません。

《口座振替が行える金融機関》

- ・ 第三銀行
- ・ みくまの農業協同組合
- ・ 紀陽銀行
- ・ ゆうちよ銀行(郵便局)

問い合わせ先

古座川町役場 住民生活課
介護保険料係
〒649-4104 古座川町高池673番の2
☎ 0735-72-0180